

【Q 理事長の専決事項】

Q 定款準則第9条第1項で「日常の業務として理事会が定めるもの」は理事長が専決すると規定されているが、これに該当する具体的な業務としてどのようなものがあるか教えてください。

A

社会福祉法人定款準則第9条第1項のただし書きにより、理事長が専決できる「日常の業務として理事会が定めるもの」は、同条の備考の(1)に次のように例示されています。

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

予算上の予備費の支出

入所者・利用者の日常の処遇に関すること

入所者の預り金の日常の管理に関すること

寄付金の受入れに関すること

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれます。